

市町村合併

2

▼新たな望月の発展のために

1月17日、駒の里ふれあいセンターで女性ネットワーク21（篠原律子代表）が主催する懇談会「町長を囲んで」が開催されました。

懇談会では、竹花町長、上野助役、荻原教育長に対し、合併問題を始め町政に対するいろいろな質問や意見が活発に出されました。当日の会場は託児室も用意されていて小さなお子さんを



▲出された意見について、会場全体で真剣に考えました。

お持ちのお母さんの参加も多くあり、統合小学校やその通学の方法などについて質問も出ました。教育長から通学方法を含めて検討中であることが説明されました。また、望月高校はどうなるのか？という質問に対しては、町長から地域高校として存続するよう応援していくと力強い答えがありました。他にも様々な町に対する思いが語られ、充実した意見交換の場となりました。町内ではほかに、昨年末から農業委員会や、商工会をはじめとした各団体のみなさんとの懇談会がいくつも開催されていて、地域の発展を真剣に思う町民のみなさんの活発な意見交換が行われています。町ではこれからも住民のみなさんとともに考える機会をより多く持ち、みなさんのご意見を活かしたまちづくりを目指していきます。



▲町に対する熱い思いが語られました。

▼合併すると、どうなるの？

こんな心配ごとが聞かれます

説明会や懇談会でみなさんから寄せられる、合併に関する主な質問についてお答えします。

問 望月町役場はどうなるの？職員が2、3人になつてしまふという話も聞きましたか？

答 新市の本庁は、現在の佐久市役所になります。それまでの3町村の役場は引き続き新市の総合支所として、保健・福祉の相談・申請や戸籍・税務関係の諸証明書の発行など今までと変わりなく市民サービスの直接窓口としての機能を担っていくため、極端に職員が減るわけではありません。また、佐久市、臼田町、浅科村にお勤めの方は、勤務地に近い市役所、支所、出張所でサービスを受けられるようになります。

【本庁・支所の考え方】...合併後の事務執行に支障がないよう連絡調整が速やかに図られる組織・機構として、総合支所的な位置づけとなります。

本庁に集約される仕事は

企画、財政、人事、秘書、広報、課税、学校教育、議会など

支所の仕事は

総務部門	支所内の総務関係、税務、防災、地区区長会、財産区など
民生部門	戸籍、国保、年金、生活環境、人権同和（隣保館）など
保健福祉部門	福祉、児童、高齢者対策、保健などの事業、相談・申請など
経済部門	農林、商工、観光（おまつり・イベント）など
建設部門	土木、公園、建築関係の事業及び相談、申請など
教育部門	生涯学習、公民館、体育など

現在市町村で行われている相談・申請は原則として支所において行います。

問

事務事業すり合わせ項目は二千件を超えるという話ですが、どのように調整されるのですか？

答

合併協議を通じて、長い経過を踏まえて実施している4市町村の事務事業の違いなどを検討調整することにより、新しい市の行政サービスや負担を明らかにすることになり、4市町村が



▲第1回合併協議会の様子。

実施している全ての行政制度・事務事業等の比較検討を行い、合併協議項目のすり合わせ調整をするための基本的な方針を以下のとおり定めています。

●基本の6原則●

合併協議項目のすり合わせ調整は、次の6原則に基づいて行われます。

一 一体性確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めます。

住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めます。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように努めます。

健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努めます。

行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務事業の見直しに努めます。

適正規模準拠の原則

自治体規模に見合った事務事業の見直しに努めます。

●合併協議項目のすり合わせ

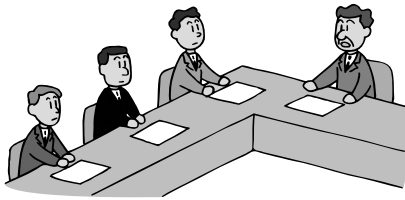
協議の視点●

具体的な協議にあたっては、以下の視点をもつて調整が行われます。

住民が受ける行政サービスについては、一元化を図るとともに、水準が向上するように努めます。

手数料、使用料等
住民が負担する事項
については、負担増にならないよう努め、負担増を伴う事項については、慎重に協議します。





望月町では合併協議会に参加して以降、佐久市、臼田町、浅科村が行ってきた各種行政サービスのすり合わせ結果の内容確認作業を進めてきました。町として協議が必要と思われる項目と調整結果のままでよい項目、望月町のみが実施している項目に区分をし、これに基づき以下の流れですり合わせ協議が行われます。主なすり合わせ協議の結果については「広報」や「合併協議会だより」などでお知らせしていきます。

○ 事務事業すり合わせ協議の流れ ○

